

現憲法に合致しない

教材容認の答弁書 大平喜信衆院議員が文科委で追及



日本共産党

日本共産党の大平喜信衆院議員（比例・中国）は4月7日、文部科学委員会、安倍内閣が「教育勅語を教材として用いることを否定するものではない」との答弁書を閣議決定（3月31日）した問題を取り上げ、「教育勅語は現憲法とは相いれないものだ。教材としての使用容認は、教育勅語の乱用を招く」と追及しました。

法制上、行政上、思想上も効力を喪失

48年排除決議と文部大臣発言で明らか

大平議員は、1948年の衆議院での「教育勅語等排除に関する決議」とそれを受けた当時の森戸辰男文部大臣の発言を「戦後の日本は、国民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げ、これと矛盾する教育勅語を否定してきた」と紹介し、認識を問いました。

松野文科相が「教育勅語は、日本国憲法および教育基本法の制度等をもって、法制上の効力が失効している。学校において、教育勅語を我が国の教育の唯一根本とするような指導をおこなうことは不適切だが、憲

法や教育基本法等に反しないような形で教育勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」と答弁書の内容を繰り返しました。

大平議員は「森戸文科相は、法制上も、行政上も、思想上にも効果を失って、国民主権を掲げる日本国憲法との精神とは全く相いれないものであるということを何重にも語っている」と指摘。「閣議決定によって、あの森友学園のような教育勅語の乱用が起こるのではないか、不安や疑念が広がっている」と追及しました。

「道徳の教材に推奨していない」と文科相答弁

さらに、大平議員は、菅義偉官房長官らが教育勅語には今日でも通用する内容があるかのような発言をしている問題について「教育勅語の徳目はことごとく忠の道―天皇に絶対追隨する道に続いている」と旧文部省が戦前出した「国体の本義」を紹介し「部分であっても教育勅語の活用はあってはならない」と迫りました。

松野文科相は「政府が道徳等の教材に教育勅語を推奨していることは全くない」と答弁しました



文部科学委員会で「教育勅語」に対する政府の姿勢を追及する大平喜信衆院議員



動画をご覧ください➡